

むつ市議会第157回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年4月30日（木曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 行政報告

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第5 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の期末手当の額の特例に関する条例

第6 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に関する意見書

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第7 議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管業者	村田	尚	総務部長	吉田	真
総務部 理事 市長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
福祉部長	須藤	勝広	健康 づくり 推進部長	中村	智郎
子ども みどり 部 smile koffice にり所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部長	中里	敬	教育部長	角本	力
下水道 局長	濱谷	重芳	福祉 部 福祉 監	赤坂	吉千代

総政推
務進
部策監

杉 澤 一 徳

健つ推国課
く進保
年
康り部金長

石 田 隆 司

健つ推予医
く進防療課
康り部・長

畑 中 美 雅

経産政勤青木館
済業策
少一
雇課
部用長労年人長

小 林 睦 子

総総主
務務
部課幹

井 戸 向 秀 明

総総主
務務
部課査

畑 中 佳 奈

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主 幹

佐 藤 孝 悦
青 山 諭
堂 崎 亜 希 子

次 長
主 幹
主任主査

中 野 敬 三
葛 西 信 弘
井 田 周 作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第157回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

なお、本日の会議より当分の間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、4月27日の議会運営委員会で決定した「国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針」に基づき、議場の開放や席の間隔の確保のほか、マスクを着用した上で全て議席での発言とするなど、各種対策を講じた上で会議を進めることとなりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 議席の変更

○議長（大瀧次男） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり議席を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（佐藤孝悦） それでは、変更となります議席番号とお名前を読み上げます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

以上のとおり変更となります。

なお、議席番号が変わらない2番工藤祥子議員、3番杉浦弘樹議員、8番山本留義議員及び22番大瀧次男議員につきましては、議席の場所が変更となります。

以上です。

○議長（大瀧次男） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、11番鎌田ちよ子議員及び15番佐藤広政議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。3月27日開会のむつ市議会第156回臨時会において行った行政報告以降、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した主な事項については、その都度議長を通し議会にご報告申し上げておりましたが、今般、国が発出した緊急事態宣言及び青森県知事の要請内容を踏まえ、市の取組について改めてご報告させていただきます。

まず、4月7日、国において、新型コロナウイルスの感染が拡大している東京都等の7都府県を対象に、4月7日から5月6日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これを受け、4月8日、青森県知事が、県民に対し、緊急事態措置実施地域からの移動者に対する2週間の外出自粛、当該地域への移動の自粛及びこれ以外の県外への移動について慎重な判断をするよう呼び掛けを行ったところであります。

その後、4月16日、都市部からの人の移動によりクラスターが各地で発生し感染拡大の傾向が見られるとして、特にゴールデンウィークにおける人の移動を制限する観点から、5月6日を期限として、全都道府県を対象とした緊急事態宣言が改めて発出され、本県も緊急事態宣言の対象地域とされ、むつ市も対象となっております。

これに基づき、4月17日、青森県知事から、5月6日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づく措置として、不要不急の外出及び大型連休期間中における都道府県をまたいだ移動について、自粛するよう要請がなされました。

青森県立学校についても、4月20日から5月6日まで一斉休校の措置が取られることとなっております。

また、この緊急事態宣言の拡大によって、外出自粛を始め様々な行動が制約されるとして、全国民一人当たり10万円の給付を行う方向で検討されることとなったものでもあります。

その後、青森県知事は4月24日、緊急事態宣言の追加措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月29日から5月6日までの間、「感染拡大につながるおそれのある施設」を対象に休業要請等を行うこととし、休業要請等の期間全日にわたり休業要請及び協力要請に協力した中小企業者に対し協力金を支給する旨、改めて発表したところであります。

3月27日の行政報告においては、市内における新型コロナウイルス感染者の発生防止、市内における感染拡大防止、市主催行事の自粛、むつ総合

病院における感染者受入体制の構築及び小中学校における感染対策の5つを基本方針とし、具体的な準備についての報告をしております。

しかし、全国的に感染者の増加傾向に歯止めがかからない現状に鑑み、むつ市も新たな局面を迎えつつあるとの認識の下、「むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム」を組織し、「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育の充実」を柱とした施策の展開及び迅速な対応に努めるものとしております。

はじめに、むつ市感染症危機突破プロジェクトチームについてありますが、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策、感染拡大対策、市内経済対策、給付金対応及び各種相談窓口などに迅速かつ一体的に取り組むため、4月23日にむつ市感染症危機突破プロジェクトチームを設置いたしました。

健康づくり推進部長をリーダー、経済部長をサブリーダーとした21名が、「総務・広報班」、「感染症対策班」、「給付・助成班」及び「経済対策班」の4つの班を編成し、この危機を突破するために対応してまいります。

各班の役割についてありますが、「総務・広報班」は、むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の庶務や感染症に係る公表及び広報広聴に関することなどを担います。

「感染症対策班」は、感染症発生動向調査、感染症に係る情報収集、国、県、他自治体及び病院との連絡調整、マスク、防護服などの調達・配布並びに感染症に係る相談に関することなどを担います。

「給付・助成班」は、特別定額給付金、雇用調整助成金、持続化給付金、給付・助成に係る相談窓口及び市独自の助成制度に関することなどを担います。

「経済対策班」は、市内経済の影響調査、市内

企業経済団体との連絡調整、国、県、他自治体等の経済支援策の調査・研究、市独自の経済支援策の構築などを担います。

また、新型コロナウイルス感染症対策を市役所全体でスピード感を持って対応するため、各所属に計107名の連絡調整員を配置し、事業を進めるに当たり、関連する施策等を所管する所属が、必要な協力をする体制といたしました。

プロジェクトチームメンバー21名に連絡調整員107名を加えた総勢128名の体制で、新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

特に、全国民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金については、本日から申請書の発送を開始し、受付ができれば最短で5月7日から順次支給できるよう取り組んでいるところであります。

本日の送付分は、単身世帯分1万3,091通であり、複数世帯分の申請書類は、5月8日の発送になります。単身世帯と複数世帯の申請書類を分けて送付させていただくのは、5月7日に家庭内暴力いわゆるDVによる避難者情報の通知を県が発出する予定となっており、この通知を受けて複数世帯分を精査した上で送付する必要があるためであります。

申請書の到着は、特定記録郵便により配布すること及び日曜日や祝日は配達となされないことから、全ての世帯に申請書類が到達するには時間がかかるようであります。

我々としては一日も早くお届けしたいと考えており、郵便局と日程調整をさせていただきましたが、最速でも全世帯に到着するには数日の期間を要すると伺っております。

広報むつ号外版のように全戸配布の検討もいたしましたが、世帯情報を含む申請書類のため、特定記録郵便で確実に届く手法が望ましいとの結論となりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

申請には、本人を確認する書類として、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証や年金手帳の写し、振込先として、口座番号の記載と通帳などの写しが求められます。このような書類は今から準備していただくと申請がスムーズに進みますので、お急ぎの方は事前にご準備いただければと存じます。なお、申請書を受付してから2週間以内をめどに振込みさせていただく予定となっております。

さらに、パソコンや対応したスマートフォンからもオンラインで申請できることになっておりますが、これにはマイナンバーカードと対応したカードリーダー又はスマートフォンが必要となります。政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」にアクセスしていただければ申請が可能となっております。

申請の期限は3か月と国が定めており、当市では7月31日までとなりますが、十分に時間的余裕がありますので、慌てずに間違いのないよう申請していただければと存じます。

申請については、感染症拡大の観点から原則として郵送とオンライン申請での対応とさせていただきます。

申請書類の様式や今回の申請方式は全て国が定めたものであります。これらのことにつきましては、私たちむつ市に要望等をいただいても対応はできません。

私たちといたしましては、与えられた権限の中で、最大限、スピード感を持って対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

まず、郵便入札の実施についてご報告いたします。

入札は、市内業者のほか、県内及び県外の業者も多数が参加して実施され、その状況から、入札

会場は3密に類した空間にならざるを得ません。そのため、感染予防の措置として、郵便による入札を実施するため実施要綱を制定し、去る4月17日に告示したところであり、5月以降の入札は全て郵便により実施することとしております。

全ての入札について郵便入札を実施することとしておりますが、そのことによる事業の発注時期に影響はないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、広報むつの発行等についてご報告いたします。

市では、スピード感と正確性を重視した情報の発信に努め、市民の皆様へ新型コロナウイルスの感染防止対策に係るご理解とご協力をお願いしております。

当市における新型コロナウイルス感染者の発生は、医療崩壊に直結するとの認識の下、4月9日に広報むつ号外版を全戸に配布し、むつ総合病院の医療の現状のほか、不要不急の外出、これから迎える大型連休の帰省自粛等についてお願いをしております。

さらに、感染症の拡大が大きく影響を及ぼしている市民生活や事業経営への様々な支援策が打ち出され始めたことから、その状況をいち早く市民の皆様にお知らせするため、昨日より、広報むつ号外版の第2弾を、順次全戸配布しているところであります。

今後も、広報むつ、ホームページのほか、ツイッター、フェイスブック、エフエムアジュール等を効果的に活用し、「伝わる」ことに重点をおいた情報発信に努めてまいります。

次に、お花見の時期の公園の閉鎖についてご報告いたします。

市民の皆様とともに実施してまいりました「花咲か大作戦」により、今年も満開の桜が楽しめるものと期待していたところでありましたが、感染

拡大の防止を考慮し、早掛沼公園及び水源池公園を4月17日から5月7日まで閉鎖いたしました。

また、そのほかの桜の咲く公園につきましては、花見等の自粛のお願いの看板を設置し、感染拡大の防止に努めているところであります。

「花咲か大作戦」につきましては、規模の縮小も考えられますが、引き続き、今年度も継続し、来年度は更に桜の花を咲かせ、素敵なむつ市の春を市民の皆様と共に迎えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設の休止についてご報告いたします。

感染拡大防止の観点から、市民の皆様のご健康・安全を最優先に考え、各公民館、むつ運動公園、薬研温泉露天風呂など95施設を、5月7日まで休止することといたしました。

今後の状況によっては、休止期間の更なる延長が必要となる場合もあると考えておりますが、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

しかし、金谷公園等の公園利用につきましては、屋外での運動や散歩などは、生活維持のための必要な行動であり、知事による外出自粛要請の対象外でありますので、利用を妨げないこととしております。

次に、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等への対応についてご報告いたします。

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等への対応につきましては、施設内感染等に配慮し、感染対策の実施状況調査という形で、職員や利用者の感染症対策、衛生管理や事業所が独自に工夫している対策などについて、書面によるヒアリングを行いました。

回答率は、介護保険サービス事業所が81.1%、障害福祉サービス事業所が83.1%でありまして、回答のうち、事業所独自の対策としては、「可能

な限り電話対応にて相談を受ける」、「使用する車両の消毒」などが行われており、その他の意見としては、「マスクと消毒液の不足」や「行政機関からの明確な指示等の情報提供」などが挙げられておりました。

マスクにつきましては、国から事業所の職員及び利用者分の布マスクが配布されておりますほか、手指消毒用のエタノールにつきましては、施設の在庫状況を把握し、不足分は県を通じて国からの優先供給にて対応することとしております。

また、市では、ドアノブや手すり等の除菌用として、希釈して利用できる次亜塩素酸ナトリウムを、4月24日から本日まで、希望する事業所に提供しているところであります。

さらには、調査と並行して、事業所職員の市外への外出自粛、面会者等の入所制限、衛生管理徹底などにつきまして、直接文書によってお願いするとともに、私のツイッターやホームページ内でも呼びかけております。

なお、調査の結果内容は、今後の感染症対策に役立てていただくため、全ての事業所にご報告しております。

次に、備蓄マスクの配布についてご報告いたします。

はじめに、市内の各小中学校において、4月8日からの学校給食開始に伴い、校長会からの要望のありました給食当番の配膳用のマスクとして、1,000枚を各校に配布しております。

これ以降につきましては、アツギ東北株式会社むつ営業所様からご提供いただきましたストックキング製品の一部と、キッチンペーパーをもとに、各学校で手作りマスクを作成し対応しているところであります。

さらに、4月1日から4月27日までに、紙マスク及び布マスク、合わせて1万3,575枚のご寄附をいただきました。このうち、子ども用マスク

4,000枚、大人用マスク6,000枚については、現在も活動を継続している保育施設に子どもたちや保育士の人数に応じて、配布したところであります。

今後、残りの3,575枚については、ご寄附いただいた方の意向を受け、医療機関等に配布する予定となっております。

次に、庁舎管理についてご報告いたします。

本庁舎では飛沫感染防止のため、市民課を始め、窓口対応の多い部署を中心にアクリルパーティションを設置したほか、毎日4回、一定時間に庁舎の全ての出入口を開放し、換気に努めております。

さらに、正面玄関自動ドア付近、開放エリアATM側自動ドア付近及び職員玄関に消毒噴霧器を設置するとともに、毎日5回、来客用のカウンター、待合イス、ドアノブ等の消毒を行っているところであります。

また、職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、庁舎を3日間閉鎖することとし、その間、庁舎内の消毒を職員が実施し、安全が確認された後に開庁する方針としております。

閉庁時には、対策本部機能と一部窓口機能を市立図書館に移管して業務を継続し、市民の皆様の生活にできる限り影響のないよう努めてまいります。

万が一にも市役所内で感染者が発生した場合を想定して、4月16日に庁舎の除菌及び消毒作業説明会を開催しております。

なお、この説明会には73名の職員が参加し、下北地域広域行政事務組合消防本部の指導の下、防護服の着脱訓練の実施、作業手順等の確認をしたところであります。

次に、職員の分散勤務の実施についてご報告いたします。

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、市が率先して職場での人との接触を7割減とするため、テレワークとして自宅勤務や、市内施設等

を活用したサテライト勤務、時差出勤などの分散勤務を4月14日から6所属で試験的に実施し、4月20日から全職員を対象に実施することにいたしました。

この取組は、市役所、特に本庁舎はワンフロアのため、感染者が発生することや感染者から感染させられることにより、その影響が市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されるために実施したものであります。実際に、全国の市役所の中では、感染症の拡大によって閉鎖しているところもすでにあります。

国の緊急事態宣言を受け、職場での人との接触を7割減とする目標を掲げ、市が率先して実施することで、市内企業等へも広がりを見せ、市全体の感染症対策が進むことを期待するものであります。

なお、実施状況といたしましては、4月20日から4月26日までの1週間では、本庁舎で3割の出勤率、今週27日、28日も3割を下回る出勤率となっており、目標を達成しておりますので、今後も継続して実施してまいります。

次に、新採用職員の初勤務日の取扱いについてご報告いたします。

本年4月1日採用の新採用職員15名について、3月中の行動歴を確認した結果、3月27日まで他地域に所在していた者がおりましたことから、新型コロナウイルス感染症対策として、15名全員を3月28日から2週間の期間を在宅期間とし検温してもらおうとともに、4月1日から4月10日までの期間を在宅勤務としたところであります。

在宅勤務期間中は、地方公務員法、むつ市職員服務規程、むつ市総合経営計画及び配属部局の業務内容などを送付し、公務員としての資質向上に努めてもらうとともに、市の施策及び配属先の業務内容について学んでもらいました。

新採用職員15名については、全員発熱などの症

状もなく、4月13日に無事辞令交付式を行い勤務しております。

次に、職員の検温の実施についてご報告いたします。

4月3日付けで日本での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、職員の感染症対策と健康管理のため、毎朝の検温実施について通知したところであります。

職員は、地方公務員として多くの市民の皆様と接する機会が多いことから、一般に言われている発熱基準の37.5℃より低い37℃以上の発熱、咳や鼻水などの症状がある場合は、出勤困難休暇を取得することにしております。

これまで、新型コロナウイルス感染症が疑われる4日間以上の発熱や症状となった職員はおりませんが、今後も職員の感染症対策と健康管理のため継続して取り組んでまいります。

次に、下北医療センター臨時庁議・むつ総合病院発熱外来についてご報告いたします。

4月8日には、むつ総合病院が中心となって、県のむつ保健所、むつリハビリテーション病院、大間病院、各地域の診療所及びむつ下北医師会が一堂に会し、意見交換を行う下北医療圏新型コロナウイルス感染症対策連絡会議が開催されました。

ここでは、むつ総合病院の取組として、院内感染防止等の観点からの発熱外来の設置が急がれていること、感染症対策チームを結成して対応に当たること、感染病棟4床で対応困難となった際に、6階病棟を感染対応とすることが報告されました。

また、むつ市からは、むつ市下北自然の家を軽症者の待機場所として、むつ保健所に提案させていただいております。

そのほか、各診療所からこれまでの取組などについて報告がなされましたが、この中で、下北圏

域の市町村が一丸となって、感染症の防疫に努めるべきだとする意見がありました。

このような意見を踏まえ、一部事務組合下北医療センター臨時庁議を開催することになりました。

4月23日に下北圏域の各市町村長、むつ総合病院長によるインターネットを利用した臨時庁議を開催し、まずは、各市町村が主体性を持って、また、連携して下北圏域全体での防疫措置を講じることの必要性の認識を共有いたしました。

また、具体的な取組として、感染症対策に当たる医師、看護師等への特殊勤務手当の支給について決定し、議会の開催場所についても、いわゆる3密を避ける観点から、現在議場として使用している場所以外での開催について、議会に申し入れることを決定しております。

最後に、今回、新しい電子会議のネットワークが構築されましたので、日常的に市町村長同士でコミュニケーションを取りながら、下北圏域が一丸となってこの問題に取り組んでいくことも確認されたところであります。

対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

まず、市内の経済対策についてご報告いたします。

市独自の緊急経済対策第1弾として、本日から、新型コロナウイルス感染症に対応するむつ市中小企業小口資金特別保証制度に特別枠を新たに設けることとしております。

300万円までの融資について利子と保証料の全額を市が負担することで、中小企業及び個人事業者の皆様が事業の維持継続に必要な緊急の資金繰りを支援いたします。この新たな融資策につきましては、本日から市内の民間金融機関においてご活用いただけるようになっております。

財源は、財政調整基金となっており、債務負担

行為を含めて総額2,559万8,000円の予算となっております。

同様の措置は、県では青森県経営安定化サポート資金の災害枠となっておりますが、これらとも合わせてご活用いただくことで事業継続につなげていきたいと考えております。

すでに、15件の問合せがきており、一定の需要を見込んでおります。

この対策は、あくまでも第1弾であります。県内他市でも全国でもそれぞれの市独自の経済対策の実施が表明されているところであり、むつ市としても5月上旬をめどに総合経済対策として国や県の支援策と併せて効果的で包括的な案を提示したいと考えております。

予算額も一定の額を確保させていただき予定であり、議会の承認を得て成立させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、公共料金や市税等の支払いについてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税、介護保険料、水道料金等の納付にお困りの方につきましては、徴収又は納付を猶予する制度を市のホームページ等で周知し、4月1日から各担当課において相談受付を開始したところであります。

また、5月1日からは、市税をコンビニやスマートフォンアプリを通じて納付できるようになりますので、人と人との接触を避けるという観点からも、このようなサービスも積極的にご活用いただければと考えております。

次に、生活支援についてご報告いたします。

住宅確保給付金として、2年以内に離職や廃業等で住宅を失った方又は失うおそれのある方を対象として家賃の実費支給を行います。これは、支給対象が従来の対象者に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、給付等を得る機会が減

少し、離職や廃業と同程度の状況にある方に対象が拡大されております。

また、要件として自立相談支援機関の面談が必要ですが、勤務状況や地域の感染状況等により、電話等の報告及び給与明細の郵送対応も可能になり、加えて、月2回以上の公共職業安定所での職業相談や求人先への応募及び面接についても回数を減らすことができることとなっております。

給付額については、3万円から4万7,000円を上限とし、給付期間については原則3か月であります。最長9か月まで延長できることとしております。

本制度は、福祉部生活福祉課が窓口となりますので、ご相談いただきたいと存じます。

次に、イベントについてご報告申し上げます。主な市関連のイベントといたしまして、芦崎湾の潮干狩り、むつ桜まつり、憲法記念下北駅伝競走大会、大湊ネブタ祭り、田名部まつり等の中止が決定しておりますが、今後、緊急事態宣言の終息を見極め、イベントの実施の可否を決定してまいりたいと考えております。

決定事項につきましては、報道発表させていただき、新聞やテレビ等を通じてお届けするとともに、ホームページに掲載してまいります。

対策の柱の3点目、学校保育の充実についてお答えいたします。

まず、小中学校の休校についてご報告いたします。

4月7日から新学期が始まりましたが、緊急事態宣言の発出及び青森県知事からの不要不急の外出自粛等の要請を受け、4月21日から5月6日までの期間、休校することといたしました。

また、各学校に対しましては、部活動の休止や週に1回程度の登校日を設けることなどを併せて通知いたしました。

現在、私と教育長で各学校を訪問し、校長先生からのヒアリングを実施しているところであり、児童生徒の学習機会の確保及び命と健康を守るという2つの側面について十分に学校とコミュニケーションを取りながら、こちらから学校の再開に向けて協議を進めてまいります。

次に、幼稚園・保育園・なかよし会等についてご報告いたします。

幼稚園・保育園の対応についてであります。現状の把握と今後の対策の参考とするため、4月10日には市内14保育園の施設長と、4月14日には市内8幼稚園の園長とそれぞれ情報交換会を開催させていただいております。

そこでは、「感染拡大地域からの児童、保護者等の転入者に2週間の自粛要請が必要か。」「保育園が市から救援要請を受けても、医療従事者等の児童の保育が必要であれば継続して受入れを行いたい、可能であるか。」「マスク、消毒液が不足している。」など、様々なご意見を伺っております。

市では、これらのご意見を踏まえ、市内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、市の方針を各施設及び保護者に通知しております。

現在、国が発出した緊急事態宣言及び青森県知事の要請内容を踏まえ、4月21日から5月6日までの間、幼稚園については休園、保育施設については登園自粛の要請を行っているところであります。

次に、なかよし会の対応についてであります。このたびの小中学校の休校措置を受け、4月21日から5月6日までの期間、午前8時30分から午後5時30分までの開設としております。

ただし、今回は緊急事態宣言を受けたことから、保護者の皆様に利用の自粛を要請し、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない

事情がある場合は3年生及び4年生についても対象とすることとしております。

また、小学校の臨時預かりにつきましては、なかよし会と同様の児童を対象とし、4月27日から5月6日までの期間で開設しております。

今後も感染の動向を注視しつつ、幼稚園、保育園及び教育委員会と連携を密にし、児童の安全確保を図るため、速やかに対策を講じていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてのご報告とさせていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 1点質疑させていただきます。

これからゴールデンウィーク、休みに入りますけれども、市の職員の皆様は、国そして県の動向の対応で、一部はゴールデンウィーク期間中も対応されることと思いますが、市民の相談窓口等の職員の対応はどのように考えているのか、1点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

市民の窓口につきましては、職員を常駐するなど、きめ細かい対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 再度確認します。

そうすると、ゴールデンウィーク期間中も現在と同様、全職員とは言わないですけれども、一部

の職員の皆様で対応を行うということでよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

特に給付金に係る問合せが多いということでございますので、こちらの部署におきましては、職員を常駐させて対応に当たらせたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） コロナ対策については、様々な取組をしっかりと行っているということは、今の市長の説明でよく分かりました。

手続関係、あとは問合せ、できれば来庁される方がその部門によって移動しないように、ワンストップサービスをするべきだというふうに思っています。そのところについての考え方、または対策はどのようにしているのかお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

できる限り来庁しないでいただきたいということが今回の期間の対応になりますので、できればラジオを聞いている市民の皆様もいらっしゃると思いますが、電話でどうかご相談いただけるようお願いしたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） とはいうものの、来庁される方がその部門によって、「ここの担当ではないので、次に移動してください」みたいなお客様を移動させるような行為はしないように、やっぱりワンストップでその話を聞いてあげるというふうな窓口を設置することも必要だと思いますが、どのようにするのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますが、今回のこの期間については、極力来庁は避けたいということが前提です。とりわけこれから給付金に対する問合せというのが多くなるとは思っています、全国同じだと思うのですが。これも郵送と、それからオンラインで、ということを原則にさせていただいています。電話だと移動することはありません。家から電話かけていただければ、私たちのほうで電話回します。ですから、できる限り電話で対応いただくということだと思いますし、また住民票等の手続も郵送等でできますので、来庁はもう本当に、できるだけ控えていただきたいというふうに思っております。

来庁した方々をどのような形でワンストップサービスするかということですが、少なくとも給付金については窓口設置しますので、そこで一元的に対応ができるというふうになっております。

ただ、繰り返しになりますが、来庁はできる限り控えていただきたいということが今の私どもの考え方でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。2番 工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 公共料金や市税等の支払いについての部分ですが、この市税等の中に国民健康保険税等も含まれていると私は理解していますけれども、もう一步突っ込んで、国のほうでは国保税の減免ということについても拡充策出していると私記憶しています。

そして、自治体のほうで減免をした場合に、国のほうで支援の手当てをするということを私読んだのですけれども、そのほうはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、猶予というところでいきますと、こちら

も全戸配布させていただいているのですが、これから届く方もいらっしゃると思います。また、広報むつの号外号で書かせていただいています。市税のほか国保税、それから水道料金、下水道使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、それから奨学金の返還についてご相談を受け付けさせていただきたいと考えております。

減免については、これは今国のほうで議論されているというふうに私も承知しておりますが、その結論については聞いてございませんので、今の時点では我々のほうからご報告申し上げることはございません。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 厚生労働省のほうから国保税の減免についての通知が来ているということを私伺っているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 通知は来ておりますけれども、これどのような形でやるかというところまでは何っておりませんので、当然国がやるということになれば我々やりますから、それはそのときに通知をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） これは、積極的に受け止めて進めていただきたいのですが、そうした場合規則を変えるとか、そういう手続になるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、この通知を見ましても、減免の基準等については追って通知するというふうになっているのです。その通知がありませんので、私たちどういう減免基準でやるのかということも知らせを受けていません。私たちが減免をするときには、必要な条文の整備等を行った上でやらせていただくことになりまして、当然議会の議決、あるいは専決した場合でも報告、承認と

いう形になりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 10万円の給付方法についてお聞きいたします。

最初は……

○議長（大瀧次男） それ、議案に……

○14番（濱田栄子） そうですか。では、そのときに、今報告がありましたので、報告で聞こうかなと思いました。

○議長（大瀧次男） 議案にありますので。

○14番（濱田栄子） 議案でよければ議案で質疑いたします。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。8番山本留義議員。

○8番（山本留義） 今の市の対策、本当に市民に分かりやすく号外で出していただいてもいいし、市の対応に感謝しております。

そういう中で、市民から、そして特に飲食店関係の人からなのですけれども、大変厳しいということで、国では1人当たり10万円ということではあるのですが、自分が調べているところによりますと、国が1兆円を全国都道府県に補助するという形の中で、たしか県には19億円ほど国から来ると思うのですけれども、その中で決まっているのであれば、むつ市のほうに幾ら来るのか教えていただきたい。

そして、今市長の報告の中では、よその自治体も独自でいろいろな今の対策をしているのですけれども、5月の上旬をめどに市でもそういう対策をするということでありまして、今私が言った飲食店関係からということでありましたが、そういう意味において、市のほうにそのような相談がどのくらいあっているのか、ありましたらお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、答えの前段で私どもの経済対策の基本的な考え方ですけれども、まずは今回の新型コロナウイルスに対する対応というか、市民の皆様全員が何らかの形で困りだと思うのです。したがって、これはまず10万円の給付というものを平等にスピーディーに進めることが一番大事であろうという観点から、恐らく全国でも全市に先駆けて、今日この後終わればすぐ送付させていただいて、できれば明日から振込、できなくても7日から振込を開始させていただいて行き渡らせたいという思いがあります。

その次に、国から来るそういった地方創生の臨時交付金、あるいは県が今10億円と言っていますけれども、市町村に交付する分という形の中で、財源を確保して市で対応する分と。それから、さらにそこでも補い切れない分があるとすれば、市の独自経済対策として様々な給付とか、あるいは家賃補助ですとか、そういったことも、あるいはもっと独自性のあるもので皆さんが助かるなど、むつ市から助けてもらったなというふうになるようなことをやっていきたいと思っています。

その基本的な考え方としては、私たちが預かっている市税というのは、元は市民の皆様にご稼いでいただいて納めていただいた額ですから、こういうときに出し惜しみするとかそんなことがあってはならないと思うのです。こういう困っているときこそ、やはり私は困っている人たちに行き届くような対策をしたいということで、現在検討中があります。

ちょっと長くなりますけれども、今いろんな自治体でやります、やりますという話を始めていますけれども、給付しているところは一つもあります、まだ。私たちはやると言ったらすぐ給付できるようにします。ですから、そういうことも含

めて5月上旬まで少し待っていただきたいと。すぐと言っても、すぐになるかどうか分かりませんが、できるだけ早く給付したいと思っています。したがって、少し企画の時間を頂きたいということで5月上旬までお待ちいただきたいなというふうに思います。

お尋ね2点あったと思いますけれども、1点目の幾ら来るかということは、実際は今日、国会のほうで予算が成立するという段取りになっていますので、それからのお話になります。我々としては、概算もその部分はまだしてございません。

それから、市民の声ということでいけば、先般も飲食店の関係の方々が173事業者から集めたアンケートを持っていただいて、様々な声を聞いています。その結果については、ちょっと担当部長からご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、家賃を補助していただきたいとか給付金を頂きたいとか、そういうお話があったと私は認識しております。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 市への相談の件数につきましてお答えいたします。

3月6日から相談がありまして、4月27日現在までで、主に飲食店の皆様のご相談というような形で46件ほど相談を受け付けております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 今の市長の答弁、私も心強く思ったし、またこの放送を聞いている市民も、市長に期待する声はきちんと届いたし、届けたなと思っております。どうか本当に、私どもはまだ新型コロナウイルスの感染はないのですけれども、今までむつ市もずっと赤字で、市民にそれだけ頑張っていた分がありまして、この機会にきちんと市民を守っていただきたいことをお願いして終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。19番 佐々木隆徳議員。

○19番（佐々木隆徳） 今回の山本議員の質疑に若干関連しますけれども、市長の報告の中で経済対策の件であります。5月上旬に包括的な案を提示し、そして議会の承認を得て成立というふうな報告ありましたけれども、仮に今後の流れとして、もちろん専決処分あるのは重々分かりますが、5月上旬もしくは中旬に提示した段階でその後の流れ、要するに、例えば生活支援というのは一日も早い対応が求められると思います。そういう流れでいきますと、通常でいきますと定例会というのは今回は6月10日ですか、そこまで待つのか、それともまたそれ以外の対応というのはどのように考えているのか、その点1点だけ伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 各地、経済対策については専決ということでやられているところが多いような気がするのですが、私はやはり議会と一体となってこの対策に取り組みたいと思いますので、臨時議会という形をお願いできればと思っているし、いずれにいたしましてもそのタイミング等については、議長とご相談をさせていただきながら、また議会の判断として専決で直ちにやるようにという指示があれば、それはそのように対応させていただきたいと思います。

6月の議会を待たずとも、補正予算という形で私としては成立をさせていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 幼稚園、保育園のことですけれども、1つは休園の要請、あるいは自粛ということで、恐らく措置数で園のほうには収入があると思うのですが、これが長引いた場合に、それが減少するということがないのかどうかということ

と、あとはもしも減少するのであれば、その対応方……

（「聞き取れない」の声あり）

○1番（佐藤 武） 保育園と幼稚園に自粛と閉園の要請をしていますけれども、多分措置数で子供たちの……

（「何数」の声あり）

○1番（佐藤 武） 措置されている子供の人数で園のほうには収入があると思うのですが、これが長引いた場合に、例えば園が減収になることがないのかどうかということと、もしもあるとしたらその対策をどういうふうに考えているかと。

もう一つは、学校が休業になったということで、障害児の分野、保育園も含めてですけれども、児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所が自主的に自粛しているところもあるように聞いています。それについての市の対策をお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

保育料に関してですけれども、市から要請があって自粛あるいは休園した場合においても、保育料は通常どおり支払うこととなっております。

また、保護者に対しては、休園要請に伴い自粛した期間については保育料を返還することとしております。

障害児、児童発達支援施設に関しては、こちらのほうでまだ把握はしておりませんので、今後どのような対応するかについては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） すみません、報告を、教育部長、お願いします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。ただいまの障害児への支援ということでのお尋ねに補足させていただきます。

各小中学校、特別支援学級の対応について教育委員会で問合せしましたところ、今回の休業期間中においては、特別支援学級への通級というのは現在のところ要望がない、要請がないということで承っておりますので、今回については特に開設をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 今は特別支援学級のお話でしたよね。ではなくて、私が最初にお尋ねしたもう一つは、放課後等デイサービスのことについてどうですかという、児童発達支援と放課後等デイサービスについて聞いたのです。その放課後等デイサービスのところをちょっと答えてください。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

一般の青森県知事からの要請の中に、基本的に休業要請を行う業種、施設と、あるいは行わない施設がございます、ただいま佐藤武議員からお尋ねありました保育所等、あるいは放課後クラブ、あるいはこれに類する福祉サービス等につきましては、基本的に休業要請を行わない施設とされておりますので、こういった部分について特段の私たちの、あるいは県からの休業の補償とかそういったものはないものと考えております。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5～日程第6 議員提出議案

一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の期末手当の額の特例に関する条例及び日程第6 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に関する意見書の2件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第2号 むつ市議会議員の期末手当の額の特例に関する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） それでは、議員提出議案第2号 むつ市議会議員の期末手当の額の特例に関する条例の提案理由を述べさせていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策として市が実施する経済対策及び感染予防対策等に係る財政対応を鑑み、我々議員の期末手当をその対応の一助とすることを目的に、市議会議員の6月の期末手当額を15%減額して支給するため提案するものであります。

○議長（大瀧次男） 次に、議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 新型コロナウイルス感染症感染拡大に関する意見書については、議員全員の発議でありますので、読み上げて提案させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な対応により、経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じており、経済、社会、雇用に深刻な影響を及ぼしている。

政府は各種イベント等の中止及び延期や学校の全国一斉臨時休業の要請、緊急対応策の取りまとめ、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

など、様々な措置が講じられてきた。

むつ市もこれらの措置に対応し、学校臨時休業や児童生徒の居場所の確保などに取り組み、また、職場、学校、地域、そしてむつ市民一人一人が感染拡大防止に努め、国と一体となり全力を尽くしているところである。

全国的な感染の拡大と影響の長期化に伴い、保健・医療機関、介護・障害者施設等にかかる負荷はより大きくなると見込まれる。そして経済面では、中小・小規模零細事業者、飲食業を中心とする個人事業主やフリーランス、製造業・観光業をはじめ業種・規模・地域を問わず、多くの事業者が厳しい状況に追い込まれ、雇用の確保や事業の継続をも危ぶむ声も出ている。

東日本大震災、リーマンショック以上の危機的状況に陥る懸念が現実味を増している。

ついては、感染の爆発的な拡大と重症化の予防に必要な措置を講じ、早期に事態を収束させるとともに、厳しい環境にあっても国民生活の安定を確保するため、下記の事項について、迅速に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 厳しい経済情勢に鑑み、まずは対応策の円滑な実施に万全を期すとともに、資金繰り対策にとどまらず、経済活動が縮小し大幅な需要不足が発生していることを踏まえ、思い切った規模の経済対策を早急に取りまとめ、実行すること。その際、地方の中小・小規模事業者や個人事業主に対しては、きめ細かく、大胆で、真に実効性のある対策とすること。さらに、観光業については、時期を見極め、国を挙げての国内外へのプロモーションや各種割引制度を活用した誘客促進支援を実施すること。
2. 短時間で検査の実施が可能な簡易検査機器の早期実用化や民間検査機関の実施能力の向上により、必要な検査の円滑な実施体制を構築し、

患者の早期診断、重症化予防に繋げること。併せて、緊急時に備え、各医療機関における必要な病床確保、資機材整備やその体制を支援すること。また、医療崩壊を起こすことなく、全ての患者に適切な医療を提供することができるよう万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上であります。

○議長（大瀧次男） これで、提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありません。これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決はそれぞれ区分して行います。

まず、議員提出議案第2号 むつ市議会議員の期末手当の額の特例に関する条例について採決い

たします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◎日程第7 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

今回提案いたします補正予算は、56億3,000万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、419億9,139万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計を支援するための特別定額給付金給付事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大瀧次男) これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時50分まで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時50分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第28号

○議長(大瀧次男) これより議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番佐賀英生議員。

○6番(佐賀英生) この補正予算は、給付の予算とお見受けしますが、まずたくさんの方々に興味を持っております。また、私のところにもたくさんの方々から聞かれるわけでございますが、その点について先ほど市長から、るるご説明願えましたので、先ほどの説明にない部分だけをちょっと

お伺いしたいと思います。

まず1つ、DVの関係の書類、告知の部分がございましたが、例えばDVでなくても何らかの事情でそこに同居していない、なおかつ教えないままにどこかに若干移動していると。そういう場合の対処の仕方をまずお教え願いたい。

次に、口座のない方は多分いらっしゃるかと、ごくごく少数だと思いますけれども、その方々の対応はどのようにしていくのか。お年寄りの方に限るかと思うのですが、識字率はかなり上がっているのですけれども、自分で書けないと。誰かに頼んでその場で書くとか、自宅で書く場合は問題がないのですけれども、そういう方以外、例えばあまり世間と接触を持っていない方ですとか、そういう方が考えられ得るのは、役所のほうに書いていただけないかと来る場合も想定できるわけですが、その点についてはどのように考えているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

まず最初は、諸事情により現住所に居住されないという方の取扱いだと思いますけれども、制度上は4月27日の現住所に送られるということになります。しかしながら、当然お受け取りになれないということになります。その場合にいたしましては特別に、特別とは申し訳ありません、個々にその事情に配慮いたしまして対応をさせていただくことといたしております。

続いて、口座のない方ということでございますけれども、基本的には現金給付ではございますけれども、こうした方々につきましても、現金給付できるような手続を考慮しております。ただし、手続の準備上、こうした方々の支給については、5月下旬以降の支給になるものと見込んでおります。

続きまして、最後に本人が書けない場合とか、そういった場合の代理者のことですが、基本的には法定代理人、そういった方々、家族の方々が代理でなさる分には差し支えないと認識しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。多分初めてというか、こういうケースというのはそうそうまれ中のまれだと思いますが、できないものはできないでいいと思います。それはきちっと説明しますので、できる部分とできない部分をきちんと分けてお話を願いたいと思うのですが。

まず、さきの説明の中では免許証といいますか、身分証と口座、このコピーと。これについては、なかなかコピーする人が、例えばお年寄りの方がコンビニ行ったりとか、どこかスーパーとかへ行っていないといけない。この対応もなかなか大変かと思えます。そして、それ2枚に分けるのか、もしくは1枚の中でコピーをしてきても大丈夫なのか、まずそれ第1点。

それと2点目としては、多分なかなか分からない方は電話等々で問合せが来ようかと思えます。

1か所で全て済むような体制を整えているのか。

この2つについてをお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も、そのコピーということの問題については、極めて重大な問題であるというふうに認識しております。ただ、これはもうご家族で助け合ってやっていただくしかないというふうに現時点では考えております。例えば市役所を開放してコピーを取ってくださいということも、今回に限っては3密を避ける観点からこれできないのです。したがって、まずは現時点ではやはりご家族の方を頼りにして、コピー取っていただきたいなというふう

に思います。

それから、2枚か1枚かについては担当からお答えさせていただきますけれども、電話については一元的に対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） コピーする書類の枚数につきましては、特段制限等ございませんので、こちらの内容が分かればいいというふうな認識としてございます。

続きまして、対応窓口につきましては、給付・助成班というところで一括的に対応しております。今日以降、分庁舎にも対応があるかもしれませんが、そういった部分での情報共有はしっかりさせていただいて、市民の皆さんに不便のないよう対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。

今回のこの事由については、かなり特殊な特殊だと思っております。先ほど市長もおっしゃいましたが、手形がかなり全国で出回っています。しかし、落ちているところはほとんどないと。とにかくこういうもので一番困るのは、お年寄りの方々が分からなくて困ると。申請書をちょっと私いろいろ見ましたが、かなり簡単だと思いますので、もしお年寄りの方々が問合せに来たら、懇切丁寧に教えていただいて、スムーズな手続をお願いしたいと思って質疑を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質疑を終わります。次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 私も今の10万円の給付についてお聞きいたします。

まず最初は、単身世帯への発送ということですが、やはり単身世帯というのは今佐賀議員もおっしゃったように、高齢者の方もかなり多い

と思います。そういった中で、例えば町内会長さんから、今のご答弁の中では家族対応ということをおっしゃったのですけれども、やはり家族が近くにいらっしゃらない方もたくさんいらっしゃると思いますので、民生委員の方とか町内会長さんからご指導を頂くというような形ができないのかお聞きいたします。

それから、今ちょっとはつきりお話をしませんでしたけれども、現金給付の場合は分庁舎対応ということもしっかり考えていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、町内会長さんを頼りにということでありますけれども、この給付の性質上、最初からそういう体制を構築できないということは理解してください。というのは、これ各個人に配られる、各世帯に配られるものですから、町内会長の方も含めて皆さんにこれ給付されるものなのです。したがって、まずそこはそれぞれの方々がまず今回は給付を受けるための申請書類であると。その後、例えばご家族での助け合い、あるいは地域での助け合いということは非常に重要になってくると思いますけれども、これはやりながら考えていく話だというふうには私は認識しています。ともかくいち早く今困っている人たちにこれを届けるということが優先になりますので、その点は理解いただきたいと思います。

それから、窓口の給付ですが、これはもう原則我々は考えておりません。それは、最初から申し上げます。郵送かオンラインでやっていただくということになります。村とかでは西目屋村、報道でしか私知りませんが、届けて回るということをしているようですが、そもそもその56億円という現金を扱うこと自体が、これが適正かどうか。これ適切にできるかどうかということも

ありますし、また配って回る際に私たちには現金を取り扱うノウハウもございません。したがって、犯罪に職員が巻き込まれる可能性もあります。ですから、現金の給付は極力我々は考えていません。まずそのことは明確にさせていただきます。

その上で、どうしても給付が現金でなければならぬという人たちもいるかもしれませんので、その対応については、大変申し訳ないですが、一旦大きな口座での振込の波というのでしょうか、申請の大きな波の後にさせていただきます。

大事なことなのですが、7月31日まで申請が可能になっています。したがって、3か月間私たちはこの申請手続をすることができますので、そうした中で多くの市民の皆様、全ての市民の皆様に行き渡るように創意工夫をしながら実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。私が今お尋ねしたのは、やはりこれから詐欺等も出てくるのではないかなと思っています。ですから、やっぱり市民に知っている人が寄り添うということが大切ではないかなと思ひまして、そういうお話をしてみました。

やはり個々対応ですけれども、書いてあげることはできません。でも、やはり教えてあげるということはできると思いますので、その辺のところをしっかりと対応していただきたいなと思いますけれども、ご答弁お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれども、これはやはりご家族の方々、地域の方々、助け合いながらやるということが重要で、したがって議員もぜひ近所の方々に教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 1点だけお願いします。

この給付の処理方法についてお伺いしたいと思います。申込みは、本人または世帯主がやるということですが、それを受けた行政側は確認して振り込むと、給付するということになると思いますが、その給付の際の世帯主または本人の確認するもの、例えば何月何日に給付されましたと確認いただくようにというふうな確認作業はどうするのかを教えてくださいと思います。

もう一つ、それに加えて郵送または確認するための作業について、どれぐらいの手数料と言われる予算を考えているのかをお知らせ願ひます。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、申請の受付までの流れをご説明させていただきますが、本日から申請書類を各戸に配布させていただきます。単身世帯から配布させていただきますので、その申請書が我々に届くわけではなく、届いたからといって直ちに振り込むわけではなく、その申請書類が適正なものかどうかということをチェックして、受付という行為があります。受付したのについて、これを口座にお金をどんどん入れていくという作業になりますが、その受付をして口座に振り込んだことについては、こちらからは通知はいたしません。したがって、2週間程度お時間を受付から頂くこととなりますが、2週間程度で振込がなされるということになります。

この日にちを我々として申し上げられないのは、仮に当該日にちの1日後とか例えば1週間後とか、毎週何日に振り込みますとなりますと、ATMそのものに人が殺到する可能性がある。そ

のことは、感染症対策の観点からも、あるいは犯罪防止の観点からもふさわしくないということですので、こうした対応をさせていただくということをご理解いただきたいと思います。

今後この作業をするに当たって、郵送ですとか、あるいは人件費、これはもう100%国の事業ですから、我々の残業代も含めて全て国から頂きます。この手数料については、まだ試算してございません。ただ、全て国から頂けることになっていきますので、今回の補正予算とは別に専決処分をさせていただいて、次回の議会でご報告させていただくというようなことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。15番佐藤広政議員。

○15番（佐藤広政） 議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

中国で発生した新型コロナウイルス感染症は世界中に広がり、世界保健機関によるパンデミック宣言後の現在も終息する気配がなく、全世界で300万人が感染し、21万人が亡くなっており、全世界の人々を恐怖に陥れている現状です。

日本においても、4月29日現在、1万3,000人

以上の方々が感染し、300人以上の方が亡くなっております。青森県においても26名の感染者が確認されており、むつ市においても、いつ感染者が出てもおかしくない危機的な状況になっております。

このような状況の中、安倍首相は東京都をはじめとした7都道府県に緊急事態宣言を発出し、4月16日には国民の生命及び健康に著しく重大な損害を与えるおそれがあり、かつ全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるとして、地域対象を全国に広げ、不要不急の外出の自粛や、人との接触8割減の要請をしたところであります。また、青森県においては4月24日に遊興、商業、運動施設などへの休業要請が発出されました。

むつ市においては、早急に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を立ち上げ、またむつ市感染症危機突破プロジェクトチームを組織して、むつ市市民の生活の安全の確保や市内経済対策に取り組んでおり、先手先手の対応をしていただいていることに敬意と感謝を申し上げる次第です。

しかしながら、当市の様子を見ると昼夜問わず閑散とし、人通りもなく、まるでゴーストタウンの様相を呈しております。経済は疲労し、店舗の閉鎖や営業時間を縮小せざるを得ない状況になっており、このような状況の中で、本議案は4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急対策において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言下、感染拡大予防に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に行う家計への支援策として1人10万円を給付する特別定額給付金に関わる補正予算であります。

新型コロナウイルス感染症対策で、多くの方が収入が減少し、日々生きること苦しんでいる方々にいち早く給付金を届けることが急務となって

おります。本日議決することによって、全国に先駆け、早急に的的確に市民の皆様に給付金を届けることが可能となります。収入が減少した方々から見ると、10万円という少ない額ではありますが、本給付金の給付により減少した収入の一助となることから、地域経済がよみがえるための手助けとなることに期待しております。

いまだ終息の見えない状況の中、長期戦の構えも見え始めている今こそ、我々議会と市長をはじめとする理事者が一丸となってコロナウイルス対策に邁進し、一日でも早く「笑顔かがやく希望のまち むつ」を取り戻すための努力を惜しまない覚悟であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。て、議案第28号 令和2年度むつ市一般会計補正予算の賛成討論といたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第157回臨時会を閉会いたします。

午後 零時09分 閉会

議席表

4番 東 健 而 議員
5番 野 中 貴 健 議員
6番 佐 賀 英 生 議員

7番 齊 藤 孝 昭 議員
9番 富 岡 直 哉 議員
10番 村 中 浩 明 議員
11番 鎌 田 ちよ子 議員
12番 住 吉 年 広 議員
13番 白 井 二 郎 議員
14番 濱 田 栄 子 議員
15番 佐 藤 広 政 議員
16番 富 岡 幸 夫 議員
17番 岡 崎 健 吾 議員
18番 原 田 敏 匡 議員
19番 佐々木 隆 徳 議員
20番 浅 利 竹二郎 議員
21番 佐々木 肇 議員